

常滑市特殊詐欺対策装置等の 購入費用を助成します！

受付期間：令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

- ・常滑市に住所を有する世帯を対象
- ・1世帯1台限り、先着順で受け付け
- ・常滑市内の販売店で購入されたもの



補助制度の概要

目的	65歳以上の世帯に行っている特殊詐欺対策装置等の購入費補助金制度について、65歳未満の者と同居する複数世帯においても特殊詐欺被害が発生していることから、補助対象者を拡大し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。
対象者	市内在住で住民基本台帳に記録されている者で以下の要件をすべて満たすもの ・市税等の滞納がない者 ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者 ・今までに本制度による補助金の交付を受けていない世帯の者
対象となる装置等	・固定電話機に付ける自動応答録音装置又は自動着信拒否装置 ・自動応答録音装置又は自動着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機 ・令和6年4月1日以降に購入された新品のもの ・常滑市内の販売店で購入されたもの
補助金額	補助対象装置等購入費の1/2 上限額：5,000円 ※100円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
ご注意	補助金の交付は、1世帯につき1台限りです。
問い合わせ先	常滑市役所 市民生活部 市民協働課 住所：常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話：0569-47-6108（直通） FAX：0569-35-3939 メール：kyodo@city.tokoname.lg.jp



手続きの流れ

① 特殊詐欺対策装置等を購入する。

【注意点】

・補助金の対象となる装置かどうか心配な場合は、事前に市民協働課に確認してください。（「公益社団法人全国防犯協会連合会」では、「優良防犯電話推奨品目録」により優良防犯電話の推奨を行っておりますので参考にしてください。）

・販売店で領収書を発行してもらってください。
※領収書については品名、規格、購入日又は設置日、販売店名が記載されており、宛名が申請者と同一であること。

② 市民協働課へ交付申請書兼実績報告書を提出する。
（郵送可）

【提出するもの】

- 1 領収書又は領収書の写し等これに代わる書類
- 2 購入した装置の規格がわかるもの
（カタログ、パンフレット、取扱説明書などの写し）
- 3 請求書（日付は記入しないでください。）
※ 一部訂正できない部分がありますのでご注意ください。
- 4 補助金を入金する口座情報がわかるもの
（通帳の見開き1ページ目の写し、キャッシュカードの写し等）
- 5 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、保険証等の写し）

③ 市民協働課が申請書類を審査。

④ 市民協働課から補助金交付決定通知書兼確定通知書が申請者の住所に郵送されます。

⑤ 補助金が指定口座に振り込まれます。